

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正

（県例規集登載）

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 特定計量器定期検査

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

### 【公告】

○ 一般競争入札の実施

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 土地改良区役員の就任届

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 土地改良区清算人の就職届

○ 建設業の営業の停止命令

○ 基本測量の終了

○ 公共測量の終了

○ ” ”

○ ” ”

○ 一般競争入札の実施

会計課

指導監査室

”

工業技術センター

道路整備課

”

都市計画課

デジタル推進課

耕地課

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

教育委員会

## 目次

担当課（室）

### 【教育委員会】

○ 岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程

の一部改正

（県例規集登載）

教育委員会

◎岡山県告示第二百六十号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中 「みずほ信託銀行株式会社  
三菱UFJ信託銀行株式会社」

を「みずほ信託銀行株式会社」に改める。

附 則

この告示は、令和三年五月二十一日から施行する。

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

## ◎岡山県告示第二百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ヘルパーステーションひまわり

#### 2 所在地

瀬戸内市邑久町下笠加三七一番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社サロン・ド・イシユタール

#### 2 所在地

岡山市北区内山下一丁目八番二一―四〇三号

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和三年四月十二日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇八七

### 五 サービスの種類

訪問介護

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

## ◎岡山県告示第二百六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

じゃんぷえいど

#### 2 所在地

玉野市宇野一―三七―七

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

#### 2 主たる事務所の所在地

玉野市長尾一―一―三

### 三 廃止年月日

令和三年四月三十日

### 四 事業所番号

三三五〇四〇〇八五

### 五 事業の種類別

放課後等デイサービス





# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

◎岡山県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁御津線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ三四番 三地先から	加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ三四番 一地先まで	新	一七・〇ㇵ 二三・〇	九三・〇
加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ三四番 三地先から	加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ三三番 一地先まで	旧	一七・〇ㇵ 二五・〇	九三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 栃原久米南線  
 三 道路の区域

			区 域
旧	新	別	新旧
三・五 六・〇	五・五 七・二	(メートル)	幅員
四三・〇	四三・〇	(メートル)	延長
久米郡久米南町松字中田八三七番一地从先まで	久米郡久米南町松字植木前三二九番一地从先まで		久米郡久米南町松字中田八三七番一地从先まで

旧	新	別
二・六 五・〇	四・一 一四・五	(メートル)
一二五・〇	一二五・〇	(メートル)
久米郡久米南町松字野伏田一〇〇九番二地先から	久米郡久米南町松字天笠九二〇番一地从先まで	



# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡久米南町松字兼定三六九番一地从先 から 久米郡久米南町松字竹の鼻六九三番一地从 先まで	新	九・三〇 一五・五	四二・〇
久米郡久米南町松字兼定三六九番一地从先 から 久米郡久米南町松字竹の鼻六九三番一地从 先まで	旧	三・七〇 一四・七	四二・〇

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

◎岡山県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日								
県道	栃原久米南線	<table border="1"> <tr> <td>久米郡久米南町松字野伏田一〇〇九番二地先から</td> <td>久米郡久米南町松字天笠九二〇番一地先まで</td> <td>久米郡久米南町松字中田八三七番一地先から</td> <td>久米郡久米南町松字植木前三二九番一地先まで</td> </tr> <tr> <td>久米郡久米南町松字兼定三六九番一地先から</td> <td>久米郡久米南町松字竹の鼻六九三番一地先まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	久米郡久米南町松字野伏田一〇〇九番二地先から	久米郡久米南町松字天笠九二〇番一地先まで	久米郡久米南町松字中田八三七番一地先から	久米郡久米南町松字植木前三二九番一地先まで	久米郡久米南町松字兼定三六九番一地先から	久米郡久米南町松字竹の鼻六九三番一地先まで			令和三年四月二十日
久米郡久米南町松字野伏田一〇〇九番二地先から	久米郡久米南町松字天笠九二〇番一地先まで	久米郡久米南町松字中田八三七番一地先から	久米郡久米南町松字植木前三二九番一地先まで								
久米郡久米南町松字兼定三六九番一地先から	久米郡久米南町松字竹の鼻六九三番一地先まで										

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

◎岡山県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業倉敷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
倉敷市	岡山県南広域都市計画 下水道事業 倉敷公共下水道	昭和二十七年七月十八 日から 令和六年三月三十一日 まで	収用の部分 平成三十年岡山県告示 第二百六十二号の事業地 の内、中央一丁目、白楽 町、水島川崎通一丁目地 内において事業地を変更 し、吉岡地内において事 業地を追加する。 使用の部分 平成三十年岡山県告示 第二百六十二号の事業地 の内、新田、曾原、林、 真備町箭田地内において 事業地を変更する。

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔一五三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

おかやま全県統合型G I S更新業務

### (2) 調達業務の特質等

入札説明書及びおかやま全県統合型G I S更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 契約期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

### (4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課の指定する場所

### (5) 入札方法

総合評価一般競争入札により実施する。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札書の提出の日までに令和3年度に果が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者で、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目の「大分類 8 情報・通信サービス」のうち「小分類 5 ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）」に登録がある者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

### 3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和3年4月20日（火）から同年5月21日（金）まで（岡山県の休日を含める  
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 (086) 226-7265（直通）

FAX (086) 235-9737

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

令和3年4月20日（火）から同年5月24日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 受付場所

(1) イの場所に同じ。

## ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書

## エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

## (3) 結果通知等

2 (1)及び(2)の競争入札参加資格について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。また、2 (3)から(6)までの競争入札参加資格については、5 (4)の提案者説明会の終了後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求められることができる。

## 4 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

#### ア 交付期間

令和3年4月20日（火）から同年5月21日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 交付場所

3 (1) イの場所に同じ。また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることもできる。

### (2) 入札説明会

開催しない。

## 5 入札及び開札等

この一般競争入札に参加する者は、入札書及び提案書を次のとおり提出しなければならない。なお、開札後、予定価格の範囲内の志札者に限り、提案書説明会を開催し、評価を行う。

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

## (1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月31日(月) 午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課入札室

## (2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書及び提案書を封印をして、3(1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り。)をもって令和3年5月28日(金)の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

## (3) 入札方法

入札金額は、月額の利用料とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (4) 提案書説明会

ア 開催日

令和3年6月4日(金)

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県警察本部庁舎 2階入札室

ウ 説明時間等

提案書の説明の時間は、内容説明30分及び質疑応答30分の計60分とする。開始時刻等の詳細については、入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもって応札した者に対して通知する。

6 落札者決定基準

- (1) 入札価格に応じて、次のとおり価格点を与える。(配点300点)  
 価格点＝300×(1－(入札金額×1.1)／予定価格)
- (2) 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目及び評価内容により内容点を与える。(配点600点)

評価項目	評価内容	配点
現状分析	現状の分析及び考察 本県の基本的な考え方の理解 導入効果の分析	30
基本要件	本県が要求するシステム構成及び利用方法	30
庁内GIS要件	本県が要求する機能及び動作環境 追加提案	90
庁外GIS要件	本県が要求する機能及び動作環境 追加提案	120
管理者機能要件	本県が要求する機能及び動作環境 追加提案	90
運用保守管理要件	本県が要求する性能及び運用保守 追加提案	60



# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

市町村との共同利用	共同利用の実現方法及び考え方	150
導入体制	本業務に係る導入体制整備	30

## (3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札価格が予定価格以下である者のうち、(1)の入札価格並びに(2)の評価項目及び評価内容により、価格点及び内容点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお、価格点及び内容点の合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を優先する。

## 7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

The Geographic Information System for Okayama Prefectural Government

(2) Contract period :

From 1st October, 2021 through 30th September, 2026

令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 00 AM 31th May, 2021

(5) Contact point for notice :

Digital promotion division, Citizens services department, Okayama  
Prefectural Government,

2 - 4 - 6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : (086) 226-7265

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔二五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所		理事	理事監
退任役員	就任役員	氏 名	氏 名	住 所	住 所	事 務	事 務
瀧 三士	丸尾 宅志	瀧 三士	丸尾 宅志	井原市芳井町花滝三八八二	井原市芳井町花滝三八八二	理事	理事
高杉 保	高杉 保	高杉 保	高杉 保	〃 〃 七六四	〃 〃 七六四	〃	〃
小谷 順三	小谷 順三	小谷 順三	小谷 順三	〃 〃 種八九一	〃 〃 種八九一	〃	〃
橋本 博昭	守安 元博	橋本 博昭	守安 元博	〃 〃 〃三七四	〃 〃 〃二四三	〃	〃
中山 隆志	花本 弘道	中山 隆志	花本 弘道	〃 〃 〃一〇一	〃 〃 佐屋二六七	〃	〃
佐藤 範雄	鳴川 俊治	佐藤 範雄	鳴川 俊治	〃 〃 〃二六〇〇	〃 〃 池谷三八五	〃	〃
佐藤 章	佐藤 公平	佐藤 章	佐藤 公平	〃 〃 〃一二七三	〃 〃 井山一三七五	〃	〃
川上 滋匡	川上 正富	川上 滋匡	川上 正富	〃 〃 〃八九六	〃 〃 宇戸川二五一四	〃	〃
橋本 道昭	橋本 新市	橋本 道昭	橋本 新市	〃 〃 〃一四九七	〃 〃 片塚一四三七	〃	〃
山岡 悦夫	山岡 悦夫	山岡 悦夫	山岡 悦夫	高梁市川上町仁賀九三七三	高梁市川上町仁賀九三七三	〃	〃
瀧 満浩	井原市芳井町花滝三八五七	瀧 満浩	井原市芳井町花滝三八五七	〃	〃	監事	監事
橋本 彰夫	橋本 彰夫	橋本 彰夫	橋本 彰夫	〃 〃 〃種八一〇	〃 〃 〃種八一〇	〃	〃
佐藤 精文	佐藤 精文	佐藤 精文	佐藤 精文	〃 〃 〃片塚八六五	〃 〃 〃片塚八六五	〃	〃
多賀 章治	多賀 章治	多賀 章治	多賀 章治	〃 〃 〃吉井六八一三	〃 〃 〃吉井六八一三	〃	〃

令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔二五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

高梁川用水土地改良区

二 就任役員

就任役員

住 所

理事監

氏 名

住 所

事の別

宮原 進

倉敷市東富井七五〇

理事

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔一五六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年四月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

砂川右岸土地改良区

二 認可年月日

令和三年四月十三日

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔二五七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 土地改良区の名称

三毛ヶ池土地改良区

## 二 就職清算人

就職清算人氏名	住 所
神崎 博之	津山市新田八六六
宗平 義弘	〃 〃 二六九一
神崎 康正	〃 〃 四九三
内田 英雄	〃 〃 五九七
久保 秀司	〃 〃 四六八―二
宗平 政宏	〃 〃 二九九
宗平 剛旨	〃 〃 三一〇

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔一五八〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和三年四月二十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 協立土建株式会社

所在地 岡山市北区幸町六一九

代表者の氏名 宮西 司郎

許可番号 岡山県知事許可（特一三十）第一号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。

2 期間

令和三年五月四日から同月六日までの三日間

四 処分の原因となった事実

協立土建株式会社は、岡山県岡山市内の建物内の電気工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二第一項に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことは、建設業法第二十八条第二項第二号に該当すると認められる。

令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔二五九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）	測量の種類
令和三年三月三十一日	終了年月日



令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔一六〇〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区下伊福 上町地内他	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和三年三月三十一日	終了年月日

令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔二六一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和三年三月三十一日	終了年月日

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

〔一六二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	測量区域
公共測量（道路台帳図データ作成）	測量の種類
令和三年三月二十六日	終了年月日

〔一六三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年四月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム一式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年6月30日(水)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか調達仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年岡山県告示第39号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付け区分がAであるものであること。

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
  - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づくと入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくと更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づくと指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班  
電話 086-226-7538
  - 4 入札手続等
    - (1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室  
電話 086-226-7826  
FAX 086-224-2535  
電子メールアドレス kyoiku.joho@pref.okayama.lg.jp
    - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法  
ア 交付期間

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

令和3年4月20日(火)から同年5月19日(水)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

## イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

## (3) 入札説明会

開催しない。

## (4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

## ア 提出期間

令和3年4月20日(火)から同年5月19日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

## イ 提出場所

(1)の場所以に同じ。

## ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同じ。)

## 5 入札

### (1) 開札の日時及び場所

令和3年6月1日(火) 午後2時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁西庁舎1階会議室

### (2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

## ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所以に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

## イ 郵送等

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限り。）をして，郵送等により，令和3年5月31日（月）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金  
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項  
4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 落札者の決定方法  
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他  
詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Microsoft Software License Programs for Education 1 set

# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

(2) Delivery date :

By 30 June, 2021

(3) Delivery place :

Specified in bid explanation form

(4) Time limit for tender :

2:00 PM 1 June, 2021

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Board of Education, High School Education Division,  
Education Digitization Promotions Office  
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570, Japan  
TEL : 086-226-7826



# 令和3年4月20日 岡山県公報 第12287号

◎岡山県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
教 育 機 関  
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年岡山県教育委員会訓令第一号）の  
一部を次のように改正する。

令和三年四月二十日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第十一条第二項中「十五名」を「十六名」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。